

静岡県告示第46号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年5月24日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	大坂富士宮線	富士宮市大岩字出水1552番の7から	前	6.5~12.0	34.0
		富士宮市大岩字出水1552番の1まで	後	9.5~12.0	34.0

=====

静岡県告示第47号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年5月24日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	川根寸又峡線	榛原郡川根本町下泉字横郷セド山1534番の1から	前	12.3~44.2	15.0
		榛原郡川根本町下泉字横郷セド山1535番の1まで	後	16.5~46.0	15.0